

○総務省告示第百七十九号（令和六年六月二十八日最終改正）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準を次のように定め、平成三十一年六月一日から適用する。

平成三十一年四月一日

総務大臣 石田 真敏

（趣旨）

第一条 この告示は、ふるさと納税制度（個人が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区（以下「地方団体」という。）に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について法第三十七条の二第一項及び第三百十四条の七第一項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。以下同じ。）が、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とすることを趣旨として創設された制度であることを踏まえ、ふるさと納税制度の適切な運用に資するため、ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めるものとする。

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定

める基準は、第一号及び第二号（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）として提供する場合には、次の各号）のいずれにも該当することとする。

一 地方団体による第一号寄附金（法第三十七条の二第一項第一号及び第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。

イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者（以下「寄附者」という。）を紹介させる方法その他の不当な方法による募集

ロ 次に掲げる者を通じた募集

(1) 寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者

(2) 第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益（第一号寄附金に係る決済に伴って提供されるものであって、通常の商取引に係る決済に伴って提供されるものに相当するものを除く。）を提供する者（第三者を通じて提供する者を含む。）

ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告（当該地方団体と第一号寄附金の募集に関し契約を行った者及び当該地方団体の返礼品等を取り扱う者が行うものを含む。）

ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供

ホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

二 指定対象期間（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、同令第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）をいう。以下同じ。）において第一号寄附金の募集に要する費用（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。

イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。

(1) 当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定

(2) 当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当

該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務大臣が定めるもの）

第三条 法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 物品又は役務と交換させるために提供するもの

二 電気（これと交換させるために提供するものを含む。）

（返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法）

第四条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 返礼品等の調達に要する費用の額とは、個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額とし、支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合には、当該支出した額を含むものとする。

二 前号の規定にかかわらず、返礼品等が、当該地方団体が保有し、若しくは管理する施設若しくは設備を使用させる役務である場合又は当該地方団体が自ら提供する役務である場合には、当該施設若しくは設備を使用すること又は当該役務を提供することに関して通常要する額を当該返礼品等の調達に要する費用の額とする。

（法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準）

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。

）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであつて、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであつて、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であつて、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であつて、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であつて前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害

救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供すること。